

# 第9回 ADR法に関する検討会 議事録

第1 日 時 平成25年12月20日（金） 自 午前 9時58分  
至 午前11時05分

第2 場 所 法務省小会議室（地下1階）

第3 出席者 伊藤座長，植垣委員，丹野委員，道垣内委員，林委員，藤井委員，森委員，  
山本委員，渡部委員

第4 議 題 個別の論点について

第5 議 事 （次のとおり）

○飯島課長 それでは、ほぼ定刻でございますので、第9回ADR法に関する検討会を開会させていただきます。

伊藤座長、よろしくお願いたします。

○伊藤座長 おはようございます。御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今回は、前回予定しておりました論点のうち、時間の都合によって検討に至らなかった論点につきまして審議をお願いしたいと思います。

それに先立ちまして、事務局におきまして、これまでの議論をまとめたものを用意していただきましたので、それについての説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、資料1を御覧ください。資料1は、これまでの議論のまとめといたしまして、論点整理の各論点ごとの御議論につきまして、座長がおまとめになられたところを中心として資料としたものでございます。以下、お手元の論点整理案に従いまして御案内させていただきます。

まず「論点1 認証ADRの魅力を高めるための施策」、「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」につきましては、専門性・得意分野をどのように利用者に示し、利用を促していくかは、本来、各事業者の責任ないし役割としてなされるべきものであるが、これを期待できない場合もある現状においては、必要な情報を記載した資料を作成し、発信するように事業者に促すということが我が国におけるADRのより一層の成長にとって望まれるということでございました。

続きまして、「イ 認証ADRのさらなる拡充」につきましては、適切な形で市民や事業者がアクセスできるADR機関が存在しない領域があり、積極的に働き掛けを行っていく必要がある。

また、地方公共団体や消費生活センター等との連携のほか、特に業界団体があるようなものについては、関係官庁等を通じて、各業界における潜在的な紛争などを把握した上で、法務省が所管する認証ADRとどのような形で連携をして、紛争解決の実効性を上げるための制度を構築するのが望ましいかを検討するというところでございました。

次に、地域過疎の問題につきましては、既存の全国組織との連携の必要性についても検討する必要があるということでございました。

続きまして、「ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策」につきましては、消極論の立場からは必要性の問題や当事者が手続に参加しなくなるなど萎縮させる結果になるおそれがあるなどの消極意見があり、積極論の立場からは個々のADR機関の選択や裁判所の判断を介在させることにより、合理的制度設計が十分可能だという御意見がありました。

続きまして、「エ 手続実施者等の質の向上」につきましては、ADR全体の質の向上が図れるように国等の第三者が助言等必要な措置を講じていくようなことが望ましいが、その措置がADR機関に大きな負担にならないような配慮が必要との意見がある一方で、ADR機関は紛争解決を行っている以上、手続実施者に国家資格を与えるとか研修受講義務を課すべきとの意見もございました。

続きまして、「オ 調停手続法の制定」のうち手続ルール一般の法令化についてです。

手続ルール一般については、現状において法令化が直ちに望まれているとは必ずしも言えず、かえって各ADR機関の自主性を妨げるようなおそれもある。他方、現状においても、ある程度手続の進め方が共有されているADR機関があり、今後も更に情報交換を通じて情報を共有して改めるべきものは改めることが望まれるということでもございました。

また、ADRの場に提出された情報を裁判において利用することを制限することにつきましては、利用を制限する考え方にも相当の理由があり、相当数の事業者がその考え方に沿った運営をしているということは事実であるが、法定化するには時期が早いという認識が多い。また、情報交換を促した上で、しかるべき場があればそこでモデルルールのようなものを作って、各事業者の判断により、採用するか否かを定めることが望まれるということでもございました。

次に、「論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策」にまいります。まず「ア 相談機関等との連携、広報」のうち、個別の認証ADRと相談機関の連携、国又は個別の認証ADRによる広報の在り方につきましては、事案の特質に応じて相談機関との間の連携を強化することや、個別の認証ADRの側から、活動内容や活動実績についての情報を積極的に発信していくことが重要である。

また、地方公共団体と個別の認証ADRとの連携も重要であり、これについて国が果たすべき役割について、十分な検討をし、その連携が強化されるような方向での働き掛けをするべきであるということでもございました。

次に、利用者に対する情報の伝達につきましては、現代の情報社会に適した有効かつ適切な伝達方法を工夫すべきである。また、認証を得ていないADRを紹介する方法についても検討する必要があるのではないかと意見もございました。

次に、認証ADRと裁判所の連携につきましては、裁判官が実際上適切なADRについて言及することが許される事案はあるとする意見が多いが、制度として取り入れることについては、その是非や方法などについて意見が分かれているということでもございました。

次に「イ 法律扶助の活用」につきましては、認証ADRとの関係で、法律扶助の活用を積極的に検討すべきであることについては異論がなく、争点整理、資料収集、説得・調整が必要な事案等代理援助が求められる事案がADRにおいて存在することについても認識が一致いたしました。

他方、現在の法律扶助におけるADRの位置付けを法律上明らかにするか、運用で解決すべきかは、先の話になるが、当検討会としては、法律扶助との適切な形での連携が図れるようなADRの位置付けが望まれるということでもございました。

次に「ウ 時効中断効」につきましては、申立ての時点では時効が中断せず、請求内容がはっきりして初めて中断するというになると、申立てをする側からすると意外な時効が完成してしまう事態が発生するおそれがあり、ADRに対する信頼に関係してしまうことから、申立てとともに時効が中断するという考え方を採ることに相当の理由があるとの意見が比較的多いが、他方で、相手方のことを考慮する必要があり、慎重な検討が必要だという指摘もございました。

次に「論点3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他」、「ア 機関との連携等」につきましては、事業者相互間と並んで関係機関との連携、情報交換等については異論がないが、協議会の主催者等具体的な内容に

については取りまとめの段階で議論するというございました。

最後に「イ 財政基盤の充実」につきましては、各種ADR機関の実績、役割を考えれば、その財政的基盤が確立、充実するような措置が望まれることについては、意見が一致している。公的資金を仰ぐのか、別の形での資金的な基盤の整備を考えるのかについて、検討会の役割として具体的などころまで踏み込むことは難しいが、ADR機関の果たしている役割を踏まえて、そのような認識と、それを踏まえたあるべき検討を取りまとめとして考えるということございました。

本日は、残りの論点ございます「守秘義務の法定」、それから「弁護士の関与の在り方」、「提出書類の合理化」について御議論いただく予定になっております。

以上ございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

これまで審議いただいた事項について、その都度、私が口頭で大まかな取りまとめ的なことをしてまいりました。大方の御意見が一致しているものについてはそのように、また委員の間で意見が分かれている問題についても、その意見の分かれている内容、理由等を整理いたしまして、ただいまのような形で事務局で文書の形で整理してもらったものございます。この内容につきまして、皆様方、今の時点で御質問等があれば、お願いいたします。

○道垣内委員 全体として、確かにこれまでの議論をまとめていただいていることにつきまして、了解いたします。

ただ、ちょっと表現ぶりが分かりにくいところございます。3ページ目の論点2のイの二つ目のポツ、「運用で解決すべきかは、先の話になるが、当検討会としては」うんぬんで「望まれる」というのはちょっとよく分かりません。いろいろ手が加わってこうなってしまったのではないかと思いますけれども、この話はほかのところに出てきませんし、主語と「望まれる」とのつながりが良くないように思います。

○鈴木参事官 ありがとうございます。ちょっと再度練り直して、また1月の段階でもう少しきちんとしたものを策定したいと思います。

○伊藤座長 そうですね。御指摘のとおりかと思しますので、もう一度、内容を正確に、かつ分かりやすい形での表現ができるかどうかを考えてもらいたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

もし何かお気づきの点がございましたら、事務局に適宜の方法でお伝えいただければと思います。では、本日の段階では、これまでの審議の内容の取りまとめという形で、大筋については御了解いただいたものとさせていただきます。

そこで、個別の論点に入りたいと思います。まず論点3の「ウ 守秘義務の法定」ございます。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 資料2-1を御覧ください。守秘義務や裁判における証言拒絶権等の問題に関しましては、ヒアリングにおいて、認証ADRや手続実施者による秘密の漏示等により問題が生じたような事例は紹介されておきませんが、一部の事業者からは、守秘義務に基づく証言拒絶権があれば安心できる旨の御意見があり、日本ADR協会もこの点に関する提言をされているところございます。ヒアリングにおきましても、税務署や裁判所、警察等による事件記録の開示等請求への対処が問題となった事例を紹介した事業者もあつたと

ころでございます。

この点につき、積極的な見解は、守秘義務を法定することにより、民事・刑事訴訟における証言拒絶や捜査機関等第三者からの照会に対する証言拒絶が認められやすくなるなどのメリットがあるとするものでございます。他方で、その場合は違反につき罰則規定が設けられるのが通例でございますところ、参考に記載してありますとおり、ADR法と同時期に制定された仲裁法におきましても、仲裁人等についての秘密保持義務や罰則は規定されていないところでございます。

この点につきまして若干補足をさせていただきますと、司法制度改革当時の仲裁検討会につきまして、当時の議事録によりますと、まず、仲裁の関係者による秘密保持につき何らかの罰則を設けるべきかということが議論され、これにつきましては、私法上の守秘義務を検討する一方で、特段の罰則規定は置かないものとの整理がされたということでございます。次に、このような整理を前提といたしまして、守秘義務の明文規定を置くこととするか否かが検討されましたが、罰則と連動しない損害賠償の問題について一般的な守秘義務を定めることなどの意義が問題となり、同時並行的に実施されておりましたADR検討会の議論に注目することとしつつ、ADR検討会におきましても同様の議論がされた結果、見送られたという経緯のようでございます。要するに、仲裁関係者の義務としては、刑罰までは重過ぎ、そうであれば一般的な守秘義務を定めるまでの必要はないとされたという理解でよろしいかと思えます。認証ADRの手続実施者等につきまして、守秘義務の規定を置くか否かを検討するに当たっては、こうした仲裁人等とのバランスや、非認証のADRについてこれが認められていないこととのバランスも検討する必要があるものと思われま。

元に戻りますと、先ほど御説明いたしましたとおり、守秘義務を法定することにより、民事・刑事訴訟における証言拒絶や捜査機関等第三者からの照会に対する証言拒絶が認められやすくなるなどのメリットがあるとする見解がある一方で、現行制度を前提としても、認証ADRや手続実施者は民事上の守秘義務を負っており、職業上の秘密として証言拒絶が認められる場合もあることなどから、特段の問題は生じないとする考え方もあり得るところでございます。

そこで、これらの点につきまして、守秘義務の法定につきどのように考えるかが、ここで御議論いただくテーマでございます。

以上でございます。

○伊藤座長 それでは、ただいま説明のございました守秘義務の法定に関して、御質問・御意見をお願いいたします。前の検討会においてもこの点について様々な意見が出されて、その結果として現在のような形になっておりますけれども、それから一定の時間がたった現時点でどのように考えるかといったことで審議をお願いしたいと存じます。

○山本委員 私もこの前の検討会、その仲裁検討会の議論にも参加しておりまして、今の事務局のおまとめになった議論の経緯というのはそのとおりだったように思います。

取り分け仲裁人については、証言拒絶権を認めてほしいという要望はかなり強くあって、特に外国から来る仲裁人というか、そういう人が日本で仲裁する場合に、そういう議論が強くあったのですけれども、その前提としては罰則を規定することが必要であるということが議論の中で出てきまして、その罰則まで認めて証言拒絶権等を認めるかということに

なると、やはりなかなかそこは、そこになるとかなり意見が分かれて、結局は意見がまとまらなかったということだったのではないかと思います。

今回のヒアリング等の要望で、守秘義務があったほうが、あるいは守秘義務に基づく証言拒絶権があれば安心できるという御意見があったわけですが、それが罰則を科してまでそうすれば安心できるという御意見だったのかどうかということは、必ずしも明らかではなかったように思います。ADR機関の多様性ということを考えてときに、果たしてそこまでのコンセンサスというのがADR機関全体の中で得られるのかどうか。そのADR協会の提言も、罰則のところは必ずしも意見の一致がなかったような形になっているように見えまして、恐らくそこまでしないと、単純にというか、守秘義務があるということの規定するという事自体では余り意味がないようにも思いますので、前回の検討会のところから議論が進んでいるかという、必ずしもそうでもないような印象を私自身は持っています。

○伊藤座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。守秘義務、罰則とか法律的な制裁と切り離して考えれば、守秘義務ないし秘密を守るべき責務があるというのは、言わば当然のことではあります。それは前回の検討会でも前提にされていたものと思われ。更に進んで、法律上の義務、そしてその義務を背景とする罰則まで踏み込む必要があるのか、踏み込むべきか。これについて改めて、ただいまの山本委員の御発言も踏まえて、御意見をお願いできればと存じます。

○渡部委員 ADR協会の意見もそうですし、山本先生の話もそうなのですが、求めるほうは、罰則は要らないけれども、守秘義務を法定して証言拒絶権等が欲しい、というのが一番の多数だろうと思うのです。だから、弁護士などは、個人は守秘義務があり、証言拒絶等もできますから、それは守られるのですが、機関として回答拒絶等ができるのかどうかという問題で、機関が法定のものではない規則上の守秘義務で回答拒絶等ができるのか。よくあるのは、警察からの照会に対してどうするかということですね。裁判所からの照会について、調査嘱託などはどうするか、捜査照会はどうするか、そういうことがあって、大半は、非認証も含めて、原則はお断りしているのではないかと思います。それは、機関内部の規則で決まっているからということで回答を拒絶しています。例外的なものについては、それはお答えすることはあると思いますが、原則、お断りしているのが実情です。法定の守秘義務があれば、ADR機関としても、安心して回答拒絶等ができるのではないかとこのところでは。

○伊藤座長 罰則までは困るというのは、そういうものがあると、手続実施者の職務の遂行に何か支障が出るというのか、それとも一般的に、例えば手続実施者になる人のなり手がなくなるとか、萎縮効果的なことを認識されているのですかね、罰則までは要らないというのは。

○植垣委員 ちょっと議論の整理をしたいのですが、事業者などが自分に守秘義務を課してほしい、そして、民事上あるいは刑事上の責任を負いたいと言っているわけではなくて、証言拒絶権が欲しいとおっしゃっているのだらうと思います。証言拒絶権といいますと、現行の民事訴訟法でも、職業の秘密に関する事項ということではもう実現していると言ってよろしいのだらうと思うのです。そうすると残りは、公的機関からの先ほど渡部先生がおっしゃった情報開示をどう考えるかということに尽きるのではないかと思います。この

点は、形式的に言うと、裁判における真実発見との緊張関係がありますから、そこをどう考えるかということになると思います。これを法律に規定してしまうのがいいのか、あるいは運用で取りあえず賄っていくのがよろしいのかということかと思うのですが、今の段階で法律で決め打ちをしてしまうということが果たしてよいことであるか疑問ではないかと思えます。

- 伊藤座長 植垣委員御自身の御意見としては、現状を前提にして、ヒアリング等の結果を踏まえても、それを法律上の義務として明らかにするまでの必要性は存在しないのではないかという御意見になりましょうか。
- 植垣委員 そうですね。現時点では、まだはっきりと意見を言うのにはちょっと早いのではないだろうかという意見です。
- 道垣内委員 日本ADR協会の提言の中にもこの点は触れられているわけですが、確かに、刑法134条の列挙に加えて並べてくれということではないのはもちろんだし、いかにも何かちょっとそぐわない感じがしますので、それはそういうことは考えていないと思えます。そうでない場合にどこまで拒否できるかですけれども、今おっしゃったように、職業上の秘密に関して言えば、刑事、民事とも大丈夫なのでしょう。その前提ですが、1ページ目の二つ目のポツの真ん中辺り、「認証ADRは民事上の守秘義務を負っており」というのは、「認証ADRに係る手続実施者等は」ということですか。これは法人なのか、それとも個人なのでしょう。（注）を見ると、個人のようにも見えますのですが、何箇所か「認証ADR」という言い方において法人を指しているようにも見えるところもあるので、ちょっとその辺を伺いたいのですが。
- 伊藤座長 鈴木さん、今の件は。
- 鈴木参事官 基本的には、契約上の義務に基づくものと理解しておりますので、事業者の側という……。
- 道垣内委員 事業者という団体ですか、それとも認証ADRに係る手続実施者及び事務局の人たちということですか。
- 徳井部付 理解の仕方としては様々あるかと思うのですが、契約上の義務として発生するものと理解すれば、契約の主体ということになりますので、事業者において義務を負うということになると考えられます。
- 渡部委員 民事上の守秘義務は事業者が負うということですね。
- 山本委員 契約上の守秘義務はですね。民事上は手続実施者もあり得るのではないですか、守秘義務のあれによつては。
- 伊藤座長 むしろ、職業の秘密とか、そういう類いのことと言えば、手続実施者なのでしょう。
- 山本委員 それはそうでしょう。
- 道垣内委員 ですから、そこが大丈夫なのであれば、今おっしゃった植垣委員の線で問題ないと思います。
- 山本委員 ADR協会の中でも言われていますけれども、民事訴訟で言えば、この1項3号の職業上の秘密に基づく証言の拒絶というのは、学説上は異論が、伊藤先生は反対していたと思いますが、最高裁の判例によれば、保護すべき秘密だけが対象となって、何が保護すべきものかというのは具体的な事件との関係で決まると。だから、その具体的な事件と

の関係で重要な証拠であれば、場合によっては開示が求められる可能性があるという整理になっているのに対して、2号は、弁護士等の秘密については、恐らく絶対的な形で守秘が認められると考えるのが多数説で、ですから、そういう考え方からすれば、今のADRは職業上の秘密は認められるので、普通は大丈夫なのだけれども、それがものすごい重要な事件で、それが重要な証拠だといった場合には、証言拒絶が対抗できない、主張できないような事案があり得るという、そこを懸念されているのかという気がするのですけれども。

○道垣内委員 十分分かっていないので、それで拒否をすると、そのことで罰せられるのですね、証言を拒絶したことによって。

○山本委員 そういことですね。

○道垣内委員 それは、そういう状況に置かれた場合に証言してしまった場合には、契約上の義務違反は免れることができるのですか。

○伊藤座長 それは難しいと思いますけれども。

○丹野委員 混乱して分からなくなりましたが、要は、例えば罰則を設けると、非常に重要な裁判が決着するようなポイントの部分をADRが握っているとして、出てきなさいと言われて証言拒絶だといったときに、契約上の義務付けではそれでいいのだけれども、今のままでいうと、行かないといけないのですか。この証言拒絶権を設けてしまうと、罰則という重たいものがあると、行かなければいけないということですか、それとも、行かなくてもいいのですか。

○山本委員 罰則を入れれば、行かなくてもよくなるのではないかという前提の議論なのではないかと思います。

○道垣内委員 罰則というのは、刑法134条のほうの罰則ですね。

○山本委員 そうですね。秘密漏示罪を設けると。

○道垣内委員 むしろ、証言してはいけないということですね。

○丹野委員 ADRで手続実施者等に罰則というのが、全体のADRの制度構築の中で、すごく重いような、何でこんなところにこんなに重いものがあるのだという素朴なバランス感覚から言うと、そういうものを設けなくてもいいのではないかという気はするのです。委員のなり手がそれでなくなるかどうかは別にして、何か全体のADRの制度の中で、そこだけポンと重い罰則があるというのが、どうも普通に考えてバランスが悪いような気がいたします。ただ、今のような話になると、ないと困るのかなという気はしますけれども。

○山本委員 先ほど座長が言われたその趣旨なのですからけれども、恐らく、確かに積極的に秘密を漏らしてやろうとかと思う人はいないことは間違いないと思うのです。ただ、その漏らした場合に刑罰が科されるということになることに対するある種の漠然とした不安感なのでしょうけれども、それは、我々法律家は必ずしもそうでもないのですけれども、そうでない専門分野の人たち、お医者さんとか、建築家の人たちとか、元々、そういうADR法を作って、そういう専門家に積極的に紛争解決に関与してもらおうという精神だったわけですからけれども、それがそういうものに、もし何かちょっとしゃべってしまったら刑務所へ行くことになってしまったことが、本当はよほどのことでないとそのようなことはない我々は分かるのですけれども、それがそういうことになると、必ずしもADRを振興していく目的ということからするとどうだろうかという懸念というのは残るのかなという感



じはしまして、私も今、丹野委員が言われたように、今の段階で、今のところ現実には問題になった事例というのは必ずしも出ていないということでもありますので、将来の課題というか、少しあれを見てもいいのかなと思っています。

○伊藤座長 皆さんの御意見を伺っておりますと、認証の対象になっている事業者につきましては契約上の守秘義務があり、また手続実施者については一般的な意味での職業の秘密として保護されることが通例であろう、そうだとすると、現在の各種ADRの運用の実情などを見たときに、更に、守秘義務を何らかの形で法律で定めて、かつそれに反した場合の罰則まで設けることについては、現状、その必要性に乏しいし、またあえてそれをやることはかえってマイナスの効果を生ずるおそれがないとも言えないということで、もしその辺りについて皆さんの御意見が、表現はともかくとして、御異論がなければ、そのような方向でこの検討会の意見の取りまとめをすることでいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この点はそういう方向での取りまとめを考えたいと思います。

引き続きまして、3の「エ 弁護士の関与の在り方」につきまして、鈴木さんから説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 お手元の資料2-2を御覧ください。

現行ADR法におきましては、認証要件の一つとして、手続実施に当たり、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めているところでございます。この点をふえんしますと、(注)にございますガイドラインのとおり、「法律に関する専門的知識を持たない一般人が自ら判断することに通常支障がある程度の高度な法律に関する問題が生じ、この問題を解決することがその後の手続の進行を決定するために必要であるという状態にあるとき」に、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていることが必要とされているところでございます。

ヒアリングにおきましては、ADRの手続の中でも、法的解釈はせず、カウンセリング等の知識をベースとしたものなどにおいては、弁護士の関与を不要とするなど、多様なADRが可能となるよう認証要件を緩和してほしいとの意見を述べた事業者がございましたが、これ以外にこの点に関する意見や問題点の指摘は見られず、日本ADR協会も、この点に関し積極的な提言はしていないところでございます。これらの点を踏まえまして、ADR手続に関する弁護士の関与についてどのように考えるのかということが、ここで御議論いただくテーマでございます。

なお、3ページの2に「参考」といたしまして、弁護士の関与の実情として当省で把握しているところを記載してございます。弁護士のみが手続実施者となる6事業者及び複数の手続実施者のうち1名以上が弁護士となる42事業者のみならず、助言型とされる60事業者のうち多くは、事案により共同実施型とするものとされているところでございます。弁護士関与が必要的とされる場面は先ほど御説明したとおりでございますが、事業者にとっても、弁護士を関与させるニーズが少なからず存在しているところでございます。

私からの説明は以上となります。

○伊藤座長 ありがとうございます。現在の制度及びその制度の下での運用の実情を含めて、ただいま鈴木さんから説明がございましたが、改めまして、関与の在り方について何らか

の見直しをするような方向でこの検討会の意見を取りまとめるか、それとも、現状について、それをあえて変更するまでの必要はないのではないかという御意見もあろうかと思いますが、この点、御質問、御意見、いずれでも結構ですので、お願いいたします。

○渡部委員 前にも指摘したことですが、この「法的解釈はせず、カウンセリング等の知識をベースにしたADR」という言葉ですが、これはADR法1条の丸括弧書きの中の「民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」という定義があるのですけれども、事務局としてはその定義に当てはまっているかどうかという点については判断していないということですね。一般的に言えば、「法的解釈をせず」ということになると、ADR法1条のADRの定義に当たらないと見えるのです。その点は議論の契機だから、ADR法1条のADRの定義に当たるかどうかについては論及していないという意味ですね。

○徳井部付 このような御発言ないし御議論があったということの紹介をさせていただいたものでございます。

○植垣委員 この問題点の本質は何なのですかね。これは、弁護士が関与すると費用が余分に掛かる、それで費用節減のために弁護士さんを関与しないでもよいことにしてほしいという趣旨かなというのは、うがった見方でしょうか。いずれにしても、本質が何かというところがもうちょっと分かりやすくなっていると議論がしやすいと思うのですが。

○渡部委員 いろいろあるのだろうと思うのです。要するに、金融ADRでは苦情処理手続とADR手続があって、苦情処理手続のようなものをADR法ではどう考えるのか、また別建てで立法するべきなのかという一つの考え方があり得ると思います。もう一つはカウンセリングとか、対話促進とか、そういうものには法的な解釈はないから、認証など要らないのだという立場の方々がいると聞いています。現実にも、ある地方の弁護士ではない士業団体ですけれども、要するに対話促進のためだから、認証を受けないでADRだということで実費を取ってやっているといった現象があるのです。だから、そういうところに結び付く可能性があるのです、それをどのように考えるのかという問題だろうと思うのです。その二つの問題があると思うのです。

○山本委員 ただ、植垣委員が言われたようなコストのことをあれするところもあるのではないのでしょうか。小さなADR機関だとすると、仮に助言型によるとしても、それは一定の弁護士との契約をして、問題が起こったときには必ず相談に乗ってもらえるような体制を構築するわけですから、それは毎月かどうか分かりませんが、一定の費用を支払う。それで、これまで出てきたように、多くのADR機関はADR自体はほとんど赤字でやっている状況の中で、そのコストというのは決してばかにはならない。それと、今、渡部委員が言われたように、本当に法律的な助言が必要であると思っていれば、それは当然必要なコストだと考えるのでしょうけれども、必ずしも自分たちがやっているようなADRはそういう高度な法律的な弁護士さんの助言までは要らないと思っておられるとすれば、それは必ずしも必要なコストではないと見られているということもあるのかなとは思いますが、すけれども。

○丹野委員 利用する側から言うと、ADRとは、適正な解決、社会的に見ても適正な、当事者双方でのめるということ以外に、やはり社会の中で適正な解決をしてくれるところです。井勘定で足して2で割るのではないと。きちんと理屈のあるところによって、誰が見ても、

これが真っ当でしようという解決をしてくれるところだということの担保には、法律的な適正さというのも当然期待されているわけで、その部分で、カウンセリング等をベースにしてやるから弁護士さんは要りませんよというのは、どうも利用する側から言うと、意図は違うのだと思いますけれども、でも信頼に本当に足りるのだろうかという部分で、やはりそこで解決したものは法的にもセーフだと言ってもらいたいという部分がどうしたってあります。法律を使わないで我々は暮らせない社会の中で、それはあると思うので、そういう要請に堪えられるものということからいうと、これはいかがなものかという気は非常にします。

- 伊藤座長 いかがでしょうか。どちらかというところ、この要件を見直す必要はないという御意見が多いように思いますが。
- 山本委員 私も、現在の法律の6条5号ですか、これ自体は恐らく相当なものだと思っ  
てまして、前のADR検討会でも、そのADRの  
手続実施者に必要な能力として、もちろん  
このようなカウンセリング機能とい  
いますか、あるいは対話を仲介するよ  
うな能力を問うものが一つ挙がるわけ  
ですけれども、それから、専門分野に  
ついては専門的な知識が必要であるとい  
うことと、やはり法律的な最低限の知  
識というものは必要になってきて、最  
終的には何らかの形で和解をする以上  
は、そしてその和解の対象が法律上の  
権利義務である以上は、それについて  
最終的な決断を当事者がするわけです  
から、そこにおいて必要な法律的な  
知識の供給というものが必要になるの  
ではないかと思っているところで、それ  
が全く要らないということはいかがか  
と思っ  
ているのです。ただ、運用の問題とし  
て、私にもちょっと分からないところ  
があるのですけれども、弁護士会は一  
定のガイドラインのようなものを出  
しておられるということなのではな  
い  
かと思っ  
ているのですけれども、ちょっと意見  
として聞くと  
ころでは、各地方の弁護士会によっ  
て少し運用が違っているのではない  
か  
かとい  
ったこと  
もあ  
って、やや  
厳しい運用が  
されてい  
るよ  
うな  
ところ  
もある  
の  
では  
ない  
か  
か  
とい  
った  
批判  
とい  
うか  
指摘  
を  
伺  
う  
こ  
と  
は  
あ  
る  
の  
で  
す  
が、  
そ  
の  
辺  
り  
は  
ど  
う  
な  
の  
で  
し  
よ  
う  
か。
- 渡部委員 山本先生の御指摘、ありがとうございます。大分前から出版物等にも出ています  
とお  
り、「日  
弁連  
ガイ  
ド  
ラ  
イ  
ン」  
（『ADR法第6条の「弁護士の助言」等を行う弁護士の推薦等に関するガイドライン』）というものがあるのは、御存じのとおりです（『弁護士会と隣接士業との協調関係の現状－いわゆる「日弁連ガイドライン」をめぐって』自由と正義60巻11号（2009年11月）22ページ、35ページ参照）。これは、要するに一般にADR法6条の「弁護士の助言」を行う弁護士の推薦を、弁護士会ではない士業団体が弁護士会に推薦依頼をしてくる場合の「ガイドライン」なのですが、「日弁連ガイドライン」は、①当該ADRの「取扱い分野」の業務範囲が当該団体の専門性を発揮できる範囲であること、②「手続への弁護士の関与」について共同実施を原則とすること、③「機関の運営」に関与すること、などを内容とするものです。このうち①「取扱い分野」については、ADR法6条1号の関係で、「法務省ガイドライン」なり法律の解釈では余り制限的な意味は持っていないのですが、「日弁連ガイドライン」のほうは、ADR法6条1号の要件については、当該士業団体に特有な分野が「取扱い分野」がふさわしいだろうということで、①当該ADRの「取扱い分野」を定めています。これは専ら弁護士会の弁護士の推薦のガイドラインですので、当該士業団体等が一般に弁護士会に推薦を依頼しないで、一般の弁護士の方を独自に、「一本釣り」と申し上げますけれども、当該士

業団体が採用する分には弁護士会は何の関与もいたしません。ただ、弁護士会が推薦するという場合には、当該弁護士会から推薦された又は弁護士会から協力を受けているということを当該団体が対外的に表示されることが多いものですから、一定の要件を満たしたADRについて弁護士会が弁護士を推薦するということになっております。それは日弁連で決めた「ガイドライン」で、これに基づいて日弁連が各士業団体と合意書を結んでいる場合と結んでいない場合がありますが、日弁連が各士業全国団体と合意書を結んでいる場合には、各単位弁護士会には、もしこのような合意書の範囲内で各単位士業団体から推薦依頼が来たら、積極的に協力してやってほしいということを日弁連が各単位弁護士会に申し上げまして、単位弁護士会のほうは、それに基づいてそれをより制限する場合がありますし、そのとおり運用する場合がありますし、それ以上に拡大して運用している場合もありますので、それはそれぞれの単位弁護士会が考えることということになっております。

○伊藤座長 そういたしますと、ヒアリングなどで指摘がございましたことですが、事案によっては、法律的な専門知識は全く必要なくて、専ら感情的な対立の調整で事が収まるというものがある。そういう場合についてまで弁護士の関与を議論する必要はないと思いますけれども、現在の制度が前提としておりますように、専門的知識が必要とされるときに弁護士の助言を受けられるような措置を定めておくということ自体については、皆さんの御意見を伺っていますと、特段その合理性が疑われるようなことはないように思いますが、そのような取りまとめでよろしいですか、この点は。

○山本委員 先ほど申し上げたように、財政的な問題であるという一面もこれはあるように思いますので、これは、先ほどの取りまとめにありましたけれども、その財政的なところの問題として、またある。

○伊藤座長 そうですね。あえて今の山本委員の御発言の趣旨を私なりに理解しますと、認証要件としてこういうものが入っていること自体の合理性は認められるけれども、そのことが当該事業者の事業の実施にとって、制約になってしまえば、本末転倒になりますので、そういうことにならないような運用といえますか、そういう点についても検討しなければいけないという、検討の内容が財政的なことだけなのかは別ですけれども、そういうことになりましょうか。

それでは、大まかな方向として、そのようなことで皆様方の御意見が一致しているということであれば、それを前提にして、今後の取りまとめを考えさせていただきます。

次は、論点3の「オ 提出書類の合理化」です。これについて鈴木さんから説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、お手元の資料2-3を御覧ください。

現行のADR法及び規則におきましては、認証申請に当たって、申請者の役員全員について、氏名、本籍、住所等の記載及び関係資料の提出のほか、その兼職状況の記載も必須としており、また、これらに変更があったときは、遅滞なく届け出なければならないとされております。この点、ヒアリングにおきまして、ADR業務に関係のない役員についての記載等は負担である、兼職状況の把握には手間が掛かるためその記載は負担であるなどの意見が述べられており、特に、いわゆる士業型のADRなどにおいて、認証ADRの母体が多数の役員を有する場合などに強い負担感があるとの御意見を頂いているところでございます。そこで、ADR法施行後5年の施行状況を踏まえまして、提出書類の合理化の

是非及び範囲につきましてどのように考えるのかということが、ここで御議論いただくテーマでございます。

この点につきましては、事務局におきましてもあらかじめ検討いたしまして、その考え方を資料に記載させていただいておりますが、まず、兼職状況の記載についてでございます。末尾に添付してございます認証申請書のひな形の第7面を御覧ください。兼職状況の記載につきましては、ADR法施行後現在までこの点に関する特段問題となった事例がないことなども考慮して、事前に一律に兼職状況を審査するのではなく、事後的な調査・監督等に委ねるとの考え方もあり得るのではないかと考えているところでございます。そこで、認証申請書のひな形の第7面にございます兼職状況の記載につきましては、これを省略してはどうかと考えております。

続きまして、認証申請書の役員の記載でございます。末尾に添付してございます認証申請書のひな形の第3面を御覧ください。認証申請書の役員の記載を実際にADR業務を行う者に限定することについては、役員に一定の欠格事由に該当する者がある場合には、たとえそれが一部の者であっても、やはり当該法人によるADR業務の公正かつ適格な運営を期し難いこと、また、その事由によっては国民の幅広い信任を受ける基礎を欠くものといえることなども考慮すると、慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。そこで、ひな形の第3面の役員の記載につきましては、引き続き役員全員の記載及び資料の提出をお願いしたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上となります。

○伊藤座長 ただいまの点につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

ADR協会の関係では、道垣内委員、何かこの点についてありましたら。

○道垣内委員 今御考慮いただこうとしている方向は、非常に、特に士業団体で役員が多い団体については、助かるのだらうと思います。全ての役員の記載が必要だというのは、これは、例えば法律の9条2項で、認証するときはこの名簿を警察庁長官に見てもらおうという手続を実際に踏んでいらっしゃるので、一部の人では困るということなのですか。私どもは、最初に認証を受けるときに、暴力団と関係ないことをどうやって証明するのかというのは全く分からなくて、各人に「関係していません」ということを書いてもらうしか方法がなくて、それを付けて提出したわけですが、世の中にそういう名簿がどこかにあって、そこに照らし合わせている人がいるのであれば、それはきちんと書くことに意味があると思うのですけれども、こういうことが実際に行われているのですね。法律にそうやらなければならぬと書いてあるので、されているのだらうと思いますけれども、この実務をちょっと教えていただければと思います。

○徳井部付 暴力団等というお話も今ございましたけれども、欠格事由を定める第7条におきまして、9号でございます。こちらは、「法人でその役員又は」ということで、欠格事由に該当する者のあるものということで、この役員につきましては役員全員を指すということでございますので、それについて、しかるべき方法で調査をしているということでございます。

○道垣内委員 しかるべき方法のうちの一つが、9条2項の警察庁に聴くということですね。

○徳井部付 おっしゃるとおりでございます。

○道垣内委員 そうであれば、ここを変えるかという話ですね。それはやはり適当ではないの

だろうと思いますので。

○徳井部付 そう考えてございます。

○道垣内委員 分かりました。

○森委員 私も一応機関ですでお話をしておきますが、確かに負担感がある部分があると思います。それは、兼職とか役員の範囲、特に役員の範囲については、この事業をADR機関としてその事業者がするだけでなく、ある一定の事業者の中にその機関があるというケースが多いと思います。士業の方々もそうだと思いますが。したがって、違う担当をしている役員がぞろぞろいて、このことをやっている役員がいるといったこともあったりとか、その中で兼職状況とか役員そのもののということについては、一番最初のポツにある疑問は、そのとおりだと思います。対応策として考えていることについても、今、道垣内委員がおっしゃったとおりでありまして、兼務については、そういうことを外してもらうということはすごく良いかと思えますし、もう一方についても、そういう理由があるのであれば、致し方がない部分もあるのではないかとも思っていますので、改善を加えていただきたいと思っている機関が多分いらっしゃるかなと思いますが、そこは一定の範囲内のところでやるべきだと思いますので、まずはこうやって一歩進んでいただくというのは一つあるかなと思います。

○伊藤座長 分かりました。

いかがでしょうか。一番危惧されるのは、やはり反社会的勢力との関係の点かと思えます。そういうことをしかるべき方法で調査・確認をするためにも、役員全員についての記載は維持する。ただ、兼職については、どうしてもその記載がなければ今言ったような懸念が解消できないという話ではないという御意見かと思えますが、よろしければ、先ほど事務局から説明がありましたような方向での簡素化といいますか、合理化といいますか、そういうことを図って事業者の負担を軽減するというのでいかがでしょうか。よろしいですか。

○藤井委員 変更については、そのままということですか。役員の変更とか、これも届け出るという制度になっていますね。これはそのままということなのですね。

○徳井部付 その点についても同様ということでございます。

○藤井委員 現状を維持するという趣旨ですよ。

○徳井部付 おっしゃるとおりでございます。

○山本委員 ADR協会のあれでは、役員の転居等による住所の変更などに関する書類提出の負担といった指摘もあるのですが、こんなのもやはり出しているのですか、住所の変更とか。

○徳井部付 必要な事項について変更があったときは、それはお願いしたいということでございます。

○山本委員 先ほどの趣旨からすると、住所の変更まで出させる必要性はどこにあるのかなという気もちょっとするのですけれども。

○鈴木参事官 御指摘を踏まえまして検討させていただきますが、しかるべき調査を行うに当たって必要な事項と認識しておりますので、基本的にはそのような整理になろうかと考えておりますが。

○山本委員 細かいことですが。

○伊藤座長 いずれにしても、どうしてもそれが不可欠なことなのかどうかについて検討していただいた上で、そういうことも取りまとめの中にも含めるかどうかを考えましょう。

個別の論点について予定した審議はここまででよろしいですか。

そういたしましたら、本日終了予定時刻まで時間に大分余裕がございますけれども、議論はここまでにさせていただいて、次回はこれまでの検討結果の取りまとめの作業を行いたいと思います。取りまとめにつきましては、委員の皆様方から頂戴した御発言、御意見を踏まえまして、事務局と私が相談しながら、皆様方の御意見の内容を正確に反映できるような形での取りまとめの案を作成してみたいと思っております。

それともう一つですけれども、我が国のADRについて検討を加えるにつきまして、諸外国の状況を参照する、これは何も外国に倣うということではありませんが、我が国以外の国ではどういう制度があり、その運用がされているかも、我が国の制度や運用を検証するに当たっては有用な情報かと思しますので、その点について事務局で何か準備をさせていただくことはできますでしょうか。

○鈴木参事官 御指摘を踏まえまして、可能な範囲で準備をさせていただきまして、また次回前に御案内を差し上げたいと思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。外国の情報を正確に把握するのはなかなか難しいところがあるかと思いますが、できる範囲で、よろしく願いいたします。

もし特段御発言がございませんようでしたら、次回の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 次回の会議は第10回目となりますが、年が明けまして1月24日金曜日午前10時から、場所は20階の第1会議室で開催する予定でございます。詳細につきましては、後日事務局から委員の皆様方に御連絡を差し上げたいと思います。

○伊藤座長 それでは、年が明けますけれども、第10回会議について御出席方よろしく願いいたします。

本日は活発な御意見を頂戴したこと、また本年、多数回にわたりまして御参加いただきましたことについてお礼を申し上げて、本日はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

—了—